

平成二十一年四月二十四日受領
答弁第三一四号

内閣衆質一七一第三一四号

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリークに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出檢察庁による刑事事件に係る情報のリークに関する質問に対する答弁書

一について

報道機関各社が独自の取材活動を行う「関係各方面」とは、個々の事件に応じて様々であると考えられることから、一概にお答えすることは困難である。

二について

先の答弁書（平成二十一年四月十四日内閣衆質一七一第二八一号）一から三までについて述べた「関係各方面」は、檢察当局を含む趣旨ではない。

なお、檢察当局においては、檢察の活動を国民に正しく理解していただくため、あるいは、社会に無用の誤解を与えないようにするために、個別の事案に応じて、逮捕・起訴したことや、被疑事実・公訴事実の概要等について次席検事等の幹部檢察官が記者発表したり記者会見したりすることがあるものと承知している。

三について

お尋ねは、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であり、答弁を差し控えるが、

一般論として申し上げれば、これまで累次にわたって答弁しているとおり、検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと考えている。